

補助金等取扱基準

補助金等の名称	学校給食費補助金（食材料費高騰対策等支援分）
補助事業等の目 標	食材料費高騰に伴う給食費の値上げ分及び食材料費の支払に係る振込手数料を市立小中学校の給食費会計に直接補助をすることにより、保護者負担の軽減による子育て支援を推進するとともに、学校給食の質や量を落とさず、安定的な提供を行う。
補助事業等の対 象 者	市立小中学校
補助対象経費	1 令和4年度給食費と令和6年度給食費の差額に学校ごとの児童生徒の食数を乗じて得た額 2 食材料費の支払に係る振込手数料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10以内とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 子育て支援及び食材料費高騰に対する施策として、激変緩和措置を講じ、保護者負担の軽減を図るとともに、学校給食の質や量を落とさず、安定的な提供を行うため。
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署にて補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和5年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	令和7年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市教育委員会 教育総務課 教育総務係

令和 5年 3月15日 制定（令和 5年 4月 1日 施行）

令和 6年 3月15日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）

令和 6年 5月24日 一部改正（令和 6年 5月24日 施行、令和 6年 4月 1日 適用）